

喜多野清一の社会学

——「同族」論の形成と展開——

住 谷 一 彦

一 喜多野「同族」論の形成

喜多野清一（以下人名敬称略）の社会学論は、一般的には有賀喜左衛門のそれが「家」論とされ得るのに対して、「同族」論として特徴づけられ得るであろう。もとよりそれは両巨匠の精緻な学説の過度の単純化であり、誤解をまねくおそれ無きにしてもあらずであるが、行論上喜多野学説を理解していくうえでは便宜である。

では、喜多野学説の核心である「同族」論（あとでふれるが、これはまた同時に彼の「家」論であり、「家族」論でもある）は、どのような経緯をへて形成されたのであるか。喜多野がかつて私に語ったところから要約すると、ほぼ次のごとくであった。学窓を出た喜多野の当面した最初の問題は、その頃実施された国勢調査（昭和五年）にみられた農村における小作慣行を農業における賃労働化の一現象として把握できるであろうかという疑問であった。そ

れは集計された統計数字からだけでは到底捉えられるものではない。こうして喜多野は新潟県岩船郡長政部落の近世的新田開発地主村落を調査し、そこで同族関係と親方子方関係の複雑に絡みあった現象に働き当たる。この問題は長野県更級郡若宮部落における同族団村落で改めて同族結合とは何かというかたちで反省を強いられ、さらに山梨県北都留郡欄原村大垣外部落における親方子方関係の存在形態を調査することによって、はじめて両者の関わり方について一つの見解に到達したのであった。それは敗戦後になって日本文学会が主宰した「封建遺制」をめぐるシンポジウム（それは「封建遺制」と題して一九四九年有斐閣から刊行された）において始めて「同族組織と封建遺制」（同氏著「家と同族の基礎理論」（未来社・一九六七）に収録。以下「基礎理論」と略し、同書より引用）と題して発表され、大きな反響を喚ぶことになった。

喜多野がそこで強調した点は、戦前の日本農村社会を特

徴づけていた「いわゆる本家分家の関係につながっている家々の連合体」である同族団という社会集団は一般的には本分家間の上下の身分的主従関係を根幹とし、それにさまざまな社会的諸機能が複合して形成された生活集団と理解されているが、実はそうみるべきではなく、むしろ系譜の本源に由来する「本家の家権威を中心として、こうした系譜関係に連繫されている家の連合体」と解すべきであるということであった。本分家関係を上下・主従関係においてでなく、すぐれて系譜関係として把えるところに、喜多野「同族」論の特質があると言えよう。^{**}それは、しかし、喜多野の「日本の家と家族」に関する独自の省察と深く関連していた。

* 「日本の家と家族——有賀・喜多野論争の問題点——」
（「思想」五十七号所載。のち住谷「歴史民族学ノート」
〔未来社 一九八三〕に収録）を参照。

** 紙数の都合で省略したが、喜多野「同族」論のいま一つの特徴は、その概念構成にあたって欧米社会学の研究史をふまえてなされていることであり、日本の「家」は日本民族文化の独自の所産として翻訳不可能であることみなす見解とは、初発から無縁であった。それは「同族組織と封建遺制」後半の行論でエルンスト・マンハイムやマックス・ヴェーバーに言及していることから察知

できる。マンハイムの所論は喜多野の「扶養」概念に、ヴェーバーの「支配」概念は、身分的上下・主従関係としての親方⇨子方論に大きな影響を与えている。

二 喜多野「日本の家と家族」論

喜多野「同族」論の根底には日本の「家」と「家族」に関する彼に独自の理解があった。それはすでに先述の「同族組織と封建遺制」にも窺うことができる。同族団がそもそも家の連合体として捉えられている以上、家についての理解が先行せねばならないことは当然である。喜多野に特徴的なことは、日本の家が夫婦結合を中核とする直系親族の小集団である家族とは範疇的に峻別されて、「このような核となる家族の単数または複数を含みながら、家長制的な家長権の統宰する家権力の下に成立するところの歴史的、社会的制度」（傍点引用者）であると規定されていることである。この「家長制的な家長権の統宰する家権力」というのは、いうまでもなく同族団のことであり、家は同族組織というより大きい社会的制度の構成単位として位置づけられている。したがって、家は本家家長権の分割として初発から家長制支配のカテゴリーに属する歴史的家族形態の一つであり、そうした歴史的家族諸形態の核として存在する前述したような「核」家族とはあくまでも一線を

画するものであった。このように見てくると喜多野の「家」論は、同時に「家族」論もその対重 (Gegengewicht) として含むかたちで概念構成されていることが判ってくる。ただ、この論文では、「家族」概念は「家族生活の核」、「核としての家族」、「歴史的な家族諸形態の核」といったかたちで、この小結合の有する根源的・普遍的な結合の本質を生物学的面に力点において自然的家族結合と表現されている。もちろん喜多野は家族結合を単純に生物学的結合と考えていたわけではないが、家族の歴史的諸形態を通じて汎時的に内在する家族結合の基体を、その歴史的制度体である家と対置する意図からこの様に表現したのであって、その後喜多野はその行き過ぎを認めてこの核的結合の社会的面を前面に押し出してきている。それが最もよく窺えるのが有賀喜左衛門の「家族と家」(「有賀喜左衛門著作集」第九巻所収、未來社、一九七〇)を批判した、「日本の家と家族」(「基礎理論」所収)においてである。喜多野はこの論文で家と家族とを範疇的に峻別した前出論文の論旨をふまえたうえで、この両者は別個に存在するものではなく、実は「家もまた家族に他ならない」のであり、「私としては家を社会集団として一般的な家族の日本における歴史的形態と考へ、家族一般との関連において、その類型的な位置づけを問題にしている」のだと述べている。

ところで、家こそは「日本家族の典型」であるとは、つとに有賀の主張するところであった。この一点で両者の「家」論は鋭く交叉することになる。有賀によれば家は何よりもまず夫婦結合を核としつつその上に営まれるさまざまな生活諸機能・諸関係との関連で協働する諸成員をもって構成される生活集団であり、この生活諸機能・諸関係への参加で生じるこの生活集団への帰属意識が家族意識であり、それが家としての一体感を形成するというのである。こうした有賀「家」論に対して喜多野は戸田貞三の「家族構成」(新泉社・一九七〇)に展開されている「小家族」論に拠りつつ、家族という名辞をさまざまな歴史的諸家族形態の包括概念として、また集団としての家族結合の普遍的性格を示す抽象概念として両様の意味で用いるのであるが、有賀との差異が際立ってくるのは後者の場合である。喜多野は戸田説に沿って家族結合の本質を家族成員の感情的融合、相互信頼による緊密な共同、隔意なき接触による相互安定、共産的關係における相互の生活保障、にもとづく全人格的合一化に求める。これこそが家族を他の集団から明確に区別する特質なのである。したがって、家族の核はおのずから夫婦を中心とする直系親族に収斂する傾向を内包しており、近親者が成員である場合もおのずと濃淡が存し、まして非近親者、非血縁者の場合には核的結合外の別個の歴史

的・社会的諸要因が共働して始めて成員たり得る機会が生じるのである。有賀が家族の結合契機を生活諸機能の複合に求めるのに対し、喜多野は全人格的・感情的融合に求める点で、前者は開放的・ゲゼルシャフト的な把握であるとするれば、後者は閉鎖的・ゲマインシャフト的な把握であり、両者の「家族」概念構成の方向は「正に逆」であるということができよう。ここから有賀においては日本の古代から敗戦までの全歴史をつうじて家は社会の脊梁を形成してきたという理解が生まれてくるのであり、のちに捨てられたが、日本社会の「民族的性格」と強調され得る余地も生じてくるのである。また、同族団における本分家関係の系譜関係と親方子方関係の異同も機能的差異に還元されることになる。喜多野の場合は家は非血縁者をも包摂し得る点で家族的核結合と同じではなく、むしろそれは歴史的・社会的な要因にもとづいて説明されなければならない。こうして家は単数もしくは複数の核的家族を含むより大きな同族団の構成単位であることから生じる歴史的諸事情によって核家族員以外の成員も包含することが可能となり、系譜関係と主従関係の差異も歴史的に根拠づけられることになる。それを説明するために喜多野によって構成されたのが「扶養」概念であった*。同族団の場合それは本家の分家扶養と分家の本家奉仕であり、同族に固有な事業の全面にわたるもの

であって、単に経済的庇護関係だけではない。この同族結合が弦緩するに依じて同族団外的関係での親方どり関係が発生する。いわゆる親方子方関係は多くこうして成立する。この身分的従属関係が稀薄化されていく度合に依じて近代的な地主・小作関係が姿を現わしてくることになるわけである。喜多野の場合、こうして「家」概念は通時的シンクロナックとなり、有賀の場合は汎時的パンクロニクにならざるを得ない。いずれが方法概念として有効であるかは、使用する側の価値視点の如何によるであらう。

* 「同族の相互扶助」（「基礎理論」所収）。従来余り言及されないが、これは喜多野「同族」論を理解するうえで決定的に重要である。

三 小結

喜多野「同族」論は晩年になって新たな展開をみせはじめた。一つは「同族」論を一層広く「親族組織」論のうちに位置づけようという試みであり、他の一つは、その系論としての親族組織レベルにおける日本基礎社会の集団類型論である。前者については『「家」と親族組織』（早大出版部・一九七五）が挙げられよう。そこでは「家は家族によって荷担される」といった二重の関係が、「家原則によって統合された家が同族結合に志向するとともに、家の家族

集団としての諸契機が親族結合を志向し、親類関係を展開

する」というかたちで同族・親族・親類といった親族体系の文脈裡に位置づけられて分析されている。後者は、「日本の家族史研究によせて」(『家族史研究』I(大月書店・一九八〇))で述べられている。ここでは井ヶ田良治「封建的村落共同体と村掟」を素材に京都府亀山市保津町の五苗集団が検討されている。私が興味深く思うのは、この五苗集団が中世末以来の名主・地侍層の近世的身分秩序内での転化形態として村落支配を維持した点にふれて、彼らが同姓集団であると同時に祭祀集団であったことに触れている点である。この面に深く立ち入ると当然に「宮座」の問題領域に関わらざるを得なくなろう。私はこの線上に喜多野「同族」論と原田敏明の「宮座」論の交錯する一点がある、と想定したのである。最後に指摘しておきたいのは、喜多野の遺稿が「柳田国男の家族論における二、三の基本的見解」(喜多野編「家族・親族・村落」(早大出版部・一九八三))であったことである。何故喜多野は柳田の家族論を書くとしたのであろうか。遺稿プランで察すれば、おそらく喜多野は自らの核的家族論の原点を柳田に見出し、あわせて日本で独自の展開をみせた家族理論の有する普遍的意義を鮮明にしたかったのではなかったか。私にはそのような思えて仕方がないのである。その意味で、喜多野

の死は、惜しみても余りあるものがある。

(立教大学・社会思想史・歴史民族学)